

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	アスクル株式会社		コード	2678
提出日	2021/7/21	異動（予定）日	2021/8/4	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし		
1	小澤 隆生	社外取締役												○	○					
2	市毛 由美子	社外取締役	○												○					有
3	後藤 玄利	社外取締役	○												○					有
4	高 巖	社外取締役	○												○					有
5	塚原 一男	社外取締役	○												○					有
6	北田 幹直	社外監査役	○												○				指定	有
7	浅枝 芳隆	社外監査役	○												○					有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	小澤隆生氏は、当社の大株主であるZホールディングス㈱の取締役専務執行役員です。また、同氏が取締役専務執行役員COO（最高執行責任者）を務めるヤフー㈱との間で、決済代行およびポイントプログラムの利用等に関する取引があります。	
2	市毛由美子氏がパートナーを務めるのぞみ総合法律事務所、社外取締役を務める㈱FOOD&LIFECOMPANIESとの間で、当社商品の販売取引があります。当社は、のぞみ総合法律事務所と法律顧問契約、訴訟代理契約等は締結しておらず取引はありません。また、㈱FOOD&LIFECOMPANIESから当社に対する取引はありません。	市毛由美子氏は、企業内弁護士を経て、弁護士としてグループガバナンスを含むコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、知的財産等の分野における専門性の高い知見と実務経験を有しており、これまでに上場子会社を含む複数社の社外取締役・社外監査役、また弁護士会・弁護士連合会や公益法人の役員を務めています。なお、市毛由美子氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。現在、当社社外取締役として業務執行に対する監督機能を適切に果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としております。また、左記の当社商品の販売取引金額は、直近の事業年度における当社連結売上高に対する割合のいずれも0.1%未満であり、独立性に影響を及ぼす取引ではないため、独立役員に指定しております。
3	後藤玄利氏が代表取締役を務めるKotozna㈱との間で、当社商品の販売取引があります。また、Kotozna㈱から当社に対する取引はありません。当社は、同氏が董事長を務める語朋科技（珠海）有限公司との取引はありません。	後藤玄利氏は、医薬品のインターネット販売という革新的な事業を立ち上げ、代表取締役として長年事業経営に携わり、eコマース市場において同社の成長を牽引した経験・実績と、eコマース分野のみならずデジタルサービス分野における豊富な実務経験、高い知見と見識を有しております。現在、当社社外取締役として業務執行に対する監督機能を適切に果たしていることから、社外取締役候補者として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。また、左記の当社商品の販売取引金額は、直近の事業年度における当社連結売上高に対する割合の0.1%未満であり、独立性に影響を及ぼす取引ではないため、独立役員に指定しております。
4	高巖氏が教授を務める麗澤大学、麗澤大学大学院、鹿児島大学、社外取締役を務める三菱地所㈱および社外監査役を務める第一生命保険㈱との間で、当社商品の販売取引があります。当社は、三菱地所㈱および第一生命保険㈱との間で、不動産賃貸借に関する取引があります。当社は、第一生命保険㈱との間で、保険の事務代理に関する取引があります。また、麗澤大学、麗澤大学大学院および鹿児島大学から当社に対する取引はありません。	高巖氏は、大学および大学院において、企業倫理、企業の社会的責任、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス等の分野で長年研究を重ねられ、専門性の高い知見と研究実績を有しております。また、これまで複数社の社外取締役・社外監査役や、企業の第三者委員会委員、内閣府の消費者委員会委員長等幅広い活動経験を有しております。なお、高巖氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。現在、当社社外取締役として業務執行に対する監督機能を適切に果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としております。また、左記の当社商品の販売取引金額は、直近の事業年度における当社連結売上高に対する割合のいずれも0.1%未満であります。当社は、三菱地所㈱および第一生命保険㈱との間で、不動産賃貸借に関する取引がありますが、直近の事業年度における当社連結仕入高に対する当該取引金額の割合はいずれも0.3%未満であります。当社は、第一生命保険㈱との間で、保険の事務代理に関する取引がありますが、直近の事業年度における当社連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であります。いずれも独立性に影響を及ぼす取引ではないため、独立役員に指定しております。
5	塚原一男氏が社外取締役を務めるDIC㈱との間で、当社商品の販売取引があります。また、DIC㈱から当社に対する取引はありません。	塚原一男氏は、グローバルに事業展開する重工業メーカーにおいて、海外駐在の経験を含め幅広い業務を担当された後、同社の代表取締役副社長を務められました。また、現在まで複数社の社外取締役にも就任され、企業経営に関する豊富な経験・実績と高い見識・倫理観を有しております。現在、当社社外取締役として業務執行に対する監督機能を適切に果たしていることから、社外取締役候補者として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。また、左記の当社商品の販売取引金額は、直近の事業年度における当社連結売上高に対する割合の0.1%未満であり、独立性に影響を及ぼす取引ではないため、独立役員に指定しております。

6	北田幹直氏が客員弁護士を務める森・濱田松本法律事務所、社外取締役を務めるみずほ信託銀行(株)および社外監査役を務める王子ホールディングス(株)との間で、当社商品の販売取引があります。また、みずほ信託銀行(株)との間で当社の株式事務委託取引があります。	北田幹直氏は、法曹界で要職を歴任され、現在は社外取締役、社外監査役としての経験を有しているほか、弁護士としてコンプライアンス、危機管理分野における専門的な知見を有しております。なお、当社は、同氏が客員弁護士として所属しております森・濱田松本法律事務所に所属する他の弁護士との間に法律顧問の委任契約がありません。また、左記の当社商品の販売取引金額は、直近の事業年度における当社連結売上高に対する割合の0.1%未満であります。当社はみずほ信託銀行(株)との間で当社の株式事務委託取引がありますが、直近の事業年度における当社連結仕入高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であります。いずれも独立性に影響を及ぼす取引ではないため、独立役員に指定しております。
7	浅枝芳隆氏が社外取締役を務める(株)島根銀行、所長を務める浅枝芳隆公認会計士事務所および社外監査役を務めるウイングアーク1st(株)との間で当社商品の販売取引があります。また、当社はウイングアーク1st(株)との間で、ソフトウェア利用に関する取引があります。	浅枝芳隆氏は、公認会計士として、グローバルな会計・監査等の実務経験および専門的な知見を有しており、グローバル組織におけるマネジメント経験に加え、これまで複数社において社外取締役や社外監査役も務めております。こうした高い専門性や豊富な実務経験は、業務執行の監査機能を担う当社社外監査役候補者として適任であると判断いたしました。また、左記の当社商品の販売取引金額は、直近の事業年度における当社連結売上高に対する割合のいずれも0.1%未満であります。また、当社はウイングアーク1st(株)との間で、ソフトウェア利用に関する取引がありますが、直近の事業年度における当社連結仕入高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であります。いずれも、独立性に影響を及ぼす取引ではないため、独立役員に指定しております。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。